

佐賀市長が発注する工事請負契約に係る労働環境の確認に関する要綱第4条第2項の規定に基づき定める額は、以下のとおりとし、平成25年6月3日以後に公告等を行う案件から適用する。

職種名	1時間当たりの最低労働賃金単価(円)
特殊作業員	1,490
普通作業員	1,280
軽作業員	1,010
造園工	1,530
法面工	1,690
とび工	1,550
石工	1,970
ブロック工	1,910
電工	1,640
鉄筋工	1,570
鉄骨工	1,480
塗装工	1,630
溶接工	1,640
運転手(特殊)	1,810
運転手(一般)	1,470
潜かん工	2,390
潜かん世話役	2,830
さく岩工	2,170
トンネル特殊工	2,130
トンネル作業員	1,720
トンネル世話役	2,390
橋りょう特殊工	1,940
橋りょう塗装工	2,100
橋りょう世話役	2,410
土木一般世話役	1,740
高級船員	2,200
普通船員	1,740
潜水土	2,760
潜水連絡員	1,730
潜水送気員	1,740
軌道工	1,910
型わく工	1,730
大工	1,710
左官	1,640
配管工	1,480
はつり工	1,480
防水工	1,610
板金工	1,470
サッシ工	1,950
内装工	1,620
ガラス工	1,620
ダクト工	1,360
保温工	1,530
設備機械工	1,600
交通誘導員A	840
交通誘導員B	780